

4市町村第410号
令和4年11月30日

公益財団法人長崎平和推進協会
理事長 調 漸 様

長崎県知事 大石 賢吾



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和4年11月30日 から 令和9年11月29日 まで